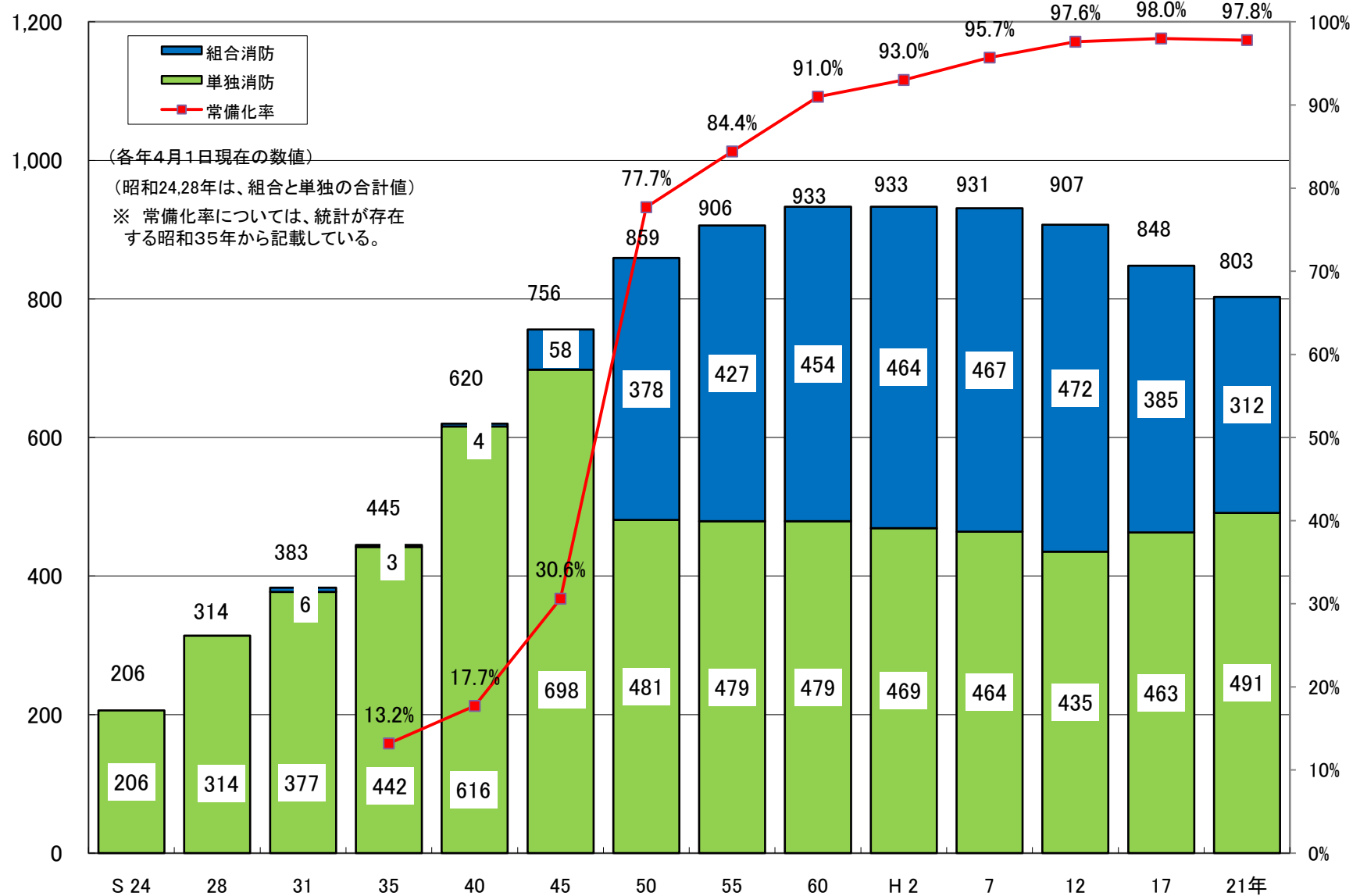


## 消防本部数と常備化率の推移

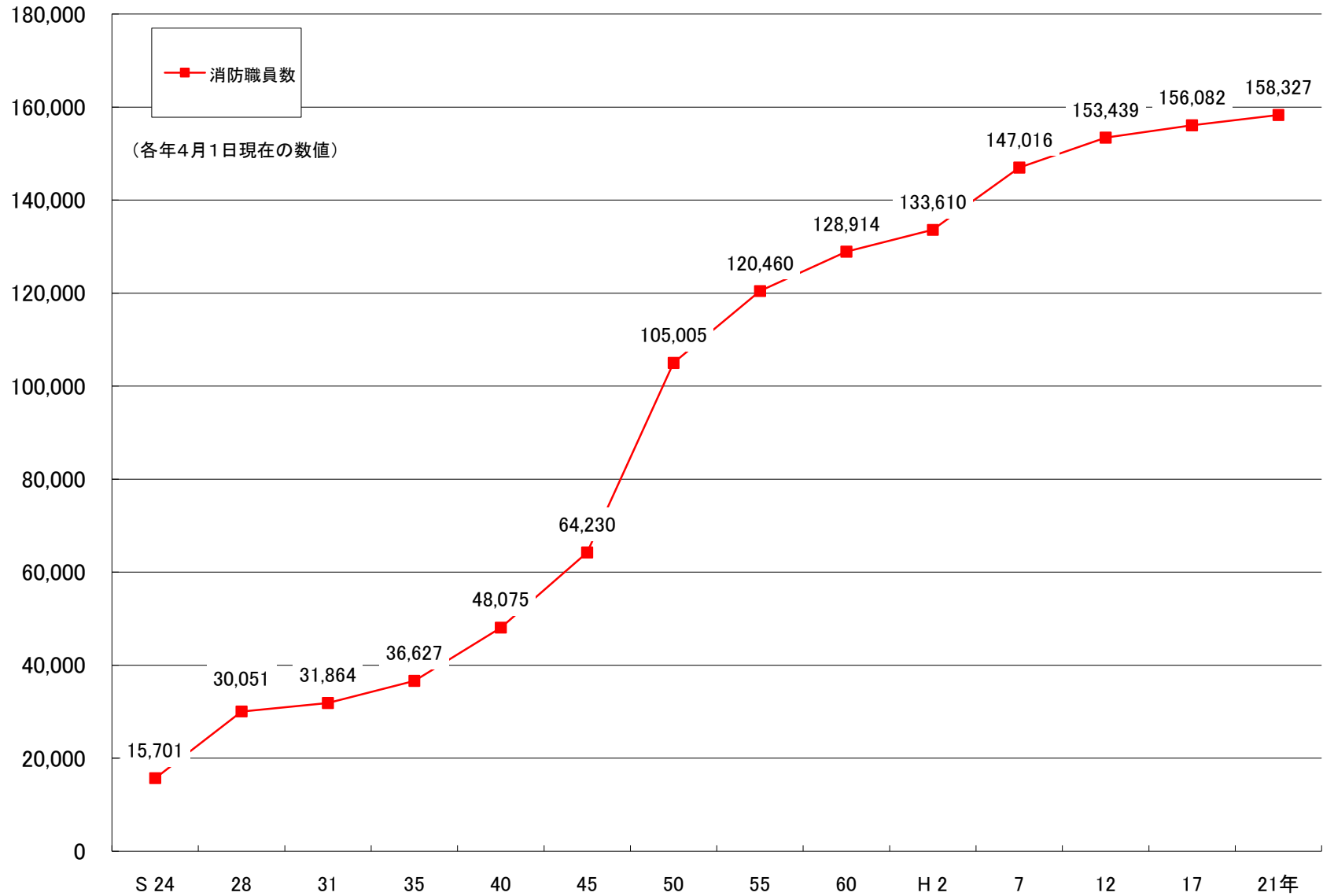
(消防本部数)

(常備化率)



# 消防職員数の推移

(消防職員数)



# (参考) 消防常備化について

## 1 沿革

- 昭和38年 消防組織法の一部改正により、消防本部及び消防署を設置しなければならない市町村が政令で指定されることとなった。
- 昭和39年 「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」(以下「政令」という。)の制定により、486市町村が指定。(以降、順次追加。)
- 昭和46年 政令の全部改正により、すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務づけることとし、町村については人口、態容、気象条件等を考慮して自治大臣が指定することとされた。
- 昭和49年 消防法施行令の一部改正により昭和50年以降は、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村として指定された市町村は、同時に救急業務を実施することが義務づけられた。
- 平成15年 常備化の進展に伴い、政令の廃止。

## 2 一部事務組合方式の活用

○消防の常備化にあたっては、事務の共同処理方式として一部事務組合方式が大いに活用された。

	昭和45年	昭和55年
消防本部数	756	906
(うち一部事務組合方式)	(58)	(427)
(参考:事務委託市町村数)	(19)	(108)

○一部事務組合方式の消防が急増した原因

- ① 過疎の進行によって農山漁村部の消防力が手薄になったこと
- ② 国や都道府県が市町村の広域行政を推進したこと(※) など

出典:鹿児島 重治著 『明日の消防』(全国加除出版、昭和58年)、P86

(※)広域市町村圏施策

市町村が当面する諸問題の解決、過疎過密問題の解決に資すること等を目的に広域市町村圏を設定し、圏域内市町村が策定した広域市町村圏計画に基づき、一部事務組合方式等により共同して公共施設の整備や公共的事業を実施するもの。

当該施策に対する財政措置として、広域市町村圏計画策定経費の助成、地方交付税措置、地方債の優遇措置等があった。